

農地法第4条・第5条・農地転用事業計画変更承認申請の必要書類一覧

事前確認事項		
申請受付期間	各月1日～10日(期間超過は次月総会案件)	※10日が閉庁日の場合は、その前の開庁日(平日)が提出〆切。ただし、事務処理の関係上、12月は提出〆切を早めさせていただきます。
権利関係確認	利用権などの設定確認(農業委員会)	
地域計画(R7年4月～)	地域計画に位置づけられているか否か、農業振興地域の農振農用地に該当するか否か(経済課農林水産振興係で確認してください。)	
農業振興地域	※地域計画に位置づけられている場合、農振農用地に該当する場合は、農地転用の申請をすることができません。一部用途を除く。	

	書類名等	部数	確認事項等
1	●農地法第4条許可申請書(様式第5号の1) ●農地法第5条許可申請書(様式第5号の2)	4条3部 5条4部	「転用により周囲に被害のないよう赤土流出防止・排水等対策をすること、万が一被害が生じた場合は責任を持つこと」について文言確認。転用に係る農地の転用は、転用事業の内容、敷地の形状、建物の配置、利用の形態等から必要最小限の面積であること。 ※第4条は権利移動を伴わない申請(土地所有者等が申請する場合)、第5条は権利移動を伴う申請(売買、貸借等の場合)
2	●農地転用事業計画変更承認申請書(無承継:様式第11号の1) ●農地転用事業計画変更承認申請書(承継:様式第11号の2)	無承継3部 承継4部	転用事業者が変わらない場合は「無承継」、転用事業者が変わる場合は「承継」の様式を使用する。
3	定款又は法人の登記事項証明書	★2部	申請人(譲受人)が法人の場合。現在事項又は履歴事項全部証明書。定款の場合は原本証明入り。
4	土地の登記事項証明書(法務局で取得)	★2部	<u>全部事項証明書</u> 。相続未登記の場合は、相続系譜図又は法定相続情報一覧図、戸籍謄本(土地所有者の出生から死亡までのもの。除籍謄本含む。土地所有者と相続人との関係がわかるもの)、遺産分割協議書又は相続放棄書が必要。
5	土地の公図(法務局で取得)	★2部	<u>申請地番の公図</u> 。※隣接地番では不可。申請地番〇囲み。
6	申請地を示す位置図(縮尺入り)	2部	申請地の位置が確認できる地図(住宅地図、グーグルマップ、航空写真等) ※縮尺入り:1/2,000以上(申請地が今帰仁村のどこに位置するか確認するため、詳細地図ではなく広域地図を提出すること)
7	申請地の位置を朱線により特定した図面(公図、配置図等)、求積図又は測量図等	★2部	<u>土地の一部を転用する場合</u> 。 所有権移転、権利設定で分筆や地目変更等の登記手続きが生じる場合は地積測量図を提出(土地家屋調査士作成)。地積測量図によらず申請する場合は「内面積申請に係る確認書」を提出すること。
8	内面積申請に係る確認書(様式第5号の3)	★2部	
9	施設等の設計図、配置図	★2部	<u>建物の建築面積(床面積は不可)</u> 及び施設敷地(住宅、資材置場、駐車場等)の面積、位置及び施設物間の距離を表示する図面及び配置図。 <u>用排水施設(浄化槽等)等図示</u> すること。
10	資金計画書(様式第5号の4)	2部	転用事業に係る資金について記載。
11	資金調達確認資料	★2部	通帳の写し(口座名義、金融機関名、残高)、残高証明書、融資を受けられることを証する書面等(仮審査申込結果通知書、事前審査通知書等) ※インターネット口座のページ写し可(口座名義、金融機関名、残高)。 ※金融機関への「相談証明書」のみでは不可。 金融機関以外の個人・法人から資金を拠出してもらう場合は、「 <u>資金拠出の確認書</u> 」を提出。
12	設置事業計画書(様式第5号の5)	2部	資材置場・駐車場(収支内訳表)・倉庫等が実現可能な計画か否か。※宿泊施設の場合も提出。
13	代替地検討書(様式第5号の14)	★2部	申請地で計画する前に他の土地を検討したか。検討地は <u>原則申請地と同じ字内で田・畑以外、同規模の面積で検討し、検討した結果、事業目的を達成することができないと認められるか否か</u> 。
14	検討地を示す位置図	★2部	検討地の位置が確認できる地図(住宅地図、グーグルマップ、航空写真等)
15	申請地以外に一体利用する土地の登記事項証明書の写し	★2部	申請地以外に一体として事業目的に使用する土地の登記事項証明書の写し(法務局で取得する全部事項証明書以外でも可)

16	一体利用する土地の所有者の同意書又は契約書の写し	★2部	申請地以外に一体として使用する土地(進入路等含む)が申請人(譲受人)の所有でない場合、土地所有者の同意書又は契約書(売買、賃借権、使用貸借権等)の写し
17	戸籍附票又は住民票抄本	★2部	登記簿所有者の住所と現住所が異なる場合、現住所までのつながりの確認が必要。
18	宅地建物取引業者の免許証の写し	2部	転用目的が建売住宅、分譲住宅の場合
19	販売実績の概要(パンフレット、転用事業者ホームページ等の既存資料)	2部	※複数区画にまたがる建売住宅は、分筆に係る範囲や形状を確定した後、地番ごとに農地転用許可申請を行うことを原則とする。(転用許可後にやむなく未実施となる区画や実施が遅れている区画が生じた場合、変更前後の状況把握及び整理に時間を要し、事業計画変更承認の調整が難航するため。なお、実施が遅れている区画を残したまま、実施が進んでいる区画を先に計画変更承認することは行わないので、許可申請前に転用事業の展開計画を十分に検討すること。)
20	現在の相場上、資金計画書における一棟あたりの建物建築費が妥当であることを示す理由書(参考様式)	★2部	
21	複数区画にまたがる住宅等に係る確認書(参考様式)	★2部	
22	農業従事者証明等	★2部	転用目的が農家住宅の場合、農業委員会で発行する農業従事証明書等を提出。
23	始末書及び現地の写真	★2部	許可を受けずに転用行為を行った土地について農業委員会等の指導等に基づき申請を行う場合、これら行為の経緯及び理由を示した始末書及び現地の写真
24	転入計画書	★2部	転用目的が住宅で、他市町村から転入予定の申請者
25	転用事業に係る工程表及び復元計画書	★2部	一時転用の場合、転用事業に係る工程表及び復元計画書(申請書に一時転用の時期及び農地へ復元する旨も明記すること) ※審査を行うにあたり、特に必要がある場合は住民票等の提出を求めることがある。
26	土地改良区の意見書	★2部	申請地が土地改良区の場合、土地改良区の意見書。土地改良区が解散又は存在しない場合は、それが確認できる書面。
27	他法令の許可書の写し ※許可書がない場合、申請書・届出書(収受印あり)の写し	2部	森林法、自然公園法、墓地・埋葬法、村景観条例、県土保全条例、県赤土等流出防止条例等に該当する場合(各担当窓口で確認してください。) ※県土保全条例(3,000㎡以上)、県赤土等流出防止条例(1,000㎡以上)について、対象外の場合は「 <u>対象外確認書(参考様式)</u> 」を提出。
28	太陽光システムの場合	2部	・経済産業省太陽光発電設備に係る設備認定通知書 ・沖縄電力へ電気使用申込書 ・沖縄電力より電気供給のお知らせ ・沖縄電力へ自家用発電設備等の連携に関する申し込み ・設置業者より予想発電シュミレーション、太陽光発電設備製品詳細、太陽光発電設備配置図 ・誓約書
29	農地法第4条又は第5条許可書の写し(両面)	2部	農地転用事業計画変更承認申請の場合、当初に得た許可書の写し
30	委任状(様式第5号の15)	★2部	代理人が申請する場合(代理人は行政書士又は親族)
31	その他参考となる書面	★2部	隣接地主の承諾書(<u>トラブル防止のため、隣接者へ説明を行い承諾を得るようお願いします。畑以外を含む。</u>)

※★の表示された書類は、1部原本、1部コピー

※他法令(条例含む)の許可(届出含む)の見込みがない場合、農地法の許可を得ることができません。

※この一覧には基本的に必要な書類を記載しています。必要に応じてその他の書類を求める場合があります。

※書類の控えが必要な場合は、申請前にご自身でコピーしてください。図面は許可後の工事進捗状況報告等で必要です。

※地域から公民館へもあいさつしてほしいと要望がありますので、ご対応をお願いします。